

1. 議事日程

〔令和5年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

令和5年12月6日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第75号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第76号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第77号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第78号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第79号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第80号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第81号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第82号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第85号 安芸高田市学校教育施設整備基金条例 |
| 日程第12 | 議案第83号 安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第84号 安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第14 | 議案第86号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第15 | 議案第87号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第88号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第89号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第90号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第91号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第92号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第93号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号） |

日程第22 発議第9号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 南澤克彦 | 2番 | 田邊介三 |
| 3番 | 山本数博 | 4番 | 武岡隆文 |
| 5番 | 新田和明 | 6番 | 芦田宏治 |
| 7番 | 山根温子 | 8番 | 先川和幸 |
| 9番 | 石飛慶久 | 10番 | 山本優 |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 穴戸邦夫 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 金行哲昭 |
| 15番 | 児玉史則 | 16番 | 大下正幸 |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|-----|-----|
| 9番 | 石飛慶久 | 10番 | 山本優 |
|----|------|-----|-----|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

| | | | |
|------|------|---------------|-------|
| 市長 | 石丸伸二 | 副市長 | 米村公男 |
| 教育長 | 永井初男 | 危機管理監 | 松崎博幸 |
| 総務部長 | 高藤誠 | 企画部長 | 高下正晴 |
| 市民部長 | 内藤道也 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 井上和志 |
| 産業部長 | 森岡雅昭 | 建設部長 | 河野恵 |
| 消防長 | 近藤修二 | 教育次長 | 柳川知昭 |
| 教育参事 | 和田治子 | 総務課長 | 新谷洋子 |
| 財政課長 | 沖田伸二 | 政策企画課長 | 佐々木満朗 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 事務局次長 | 毛利幹夫 | 事務局次長 | 藤井伸樹 |
| 総務係長 | 日野貴恵 | 主事 | 實村峻 |



午前10時00分 開会

○大下議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
毛利事務局長。

○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和5年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。
第4点、議員派遣結果について報告いたします。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。

○大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、9番 石飛議員、及び10番 山本議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
山本議会運営委員長。

○山本議会運営委員長 令和5年第4回定例会の運営につきまして、去る11月7日及び11月27日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月22日までの17日間といたしました。

議事の都合により、12月7日から11日、12月15日から21日までを休会

といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案19件、発議1件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第81号及び82号、第85号の3件は総務文教常任委員会へ、議案第84号は産業厚生常任委員会へ、議案第86号から93号までの8件は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

議案第75号から第80号、第83号、発議第9号の8件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、7名からの通告でありましたので、通告順に12月12日を5名、12月13日を2名といたします。

以上、報告を終わります。

○大下議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は17日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第75号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○大下議長 日程第3、議案第75号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、地方自治法の改正による当該法律を引用する部分について所要の改正を行うものです。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長 議案第75号の要点の説明をします。

改正の趣旨は、地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する2つの条例について、それぞれ必要な規定の整備を行うものです。

議案をお願いいたします。

改正を必要とする条例は、議案1ページの第1条、安芸高田市監査委員条例、議案2ページの第2条、安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。

附則としまして、条例の施行期日は令和6年4月1日と規定しています。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第76号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○大下議長

日程第4、議案第76号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本案は、職員を派遣することができる公益法人等の一部に変更があったことに伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長

議案第76号の要点の説明をします。

議案2ページをお願いします。

第2条の改正は、職員を派遣することができる公益的法人等の解散に伴い、(6) 社会福祉法人ちとせ会 (9) 一般社団法人安芸高田市観光協会を削除、合併による名称変更に伴い、(8) 広島北部農業協同組合をひろしま農業協同組合に改正するものです。

次に、第10条の改正は、職員を派遣することができる特定法人の解散に伴い、(3) 安芸高田アグリフーズ株式会社を削除するものです。

附則として、施行期日を公布の日からと規定しています。

以上で、要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第76号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第77号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第78号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第79号 安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第5、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第7、議案第79号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第77号及び第78号は、主に本年の人事院勧告により、民間給与との較差を是正するため、また第79号は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行うため、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高藤総務部長。

- 高藤総務部長 議案第77号、第78号、第79号について、要点の説明をします。
- 議案第77号は、特別職の職員で常勤の者、議案第78号は、職員及び任期付職員について、令和5年の人事院勧告を踏まえ、民間給与等の格差を是正するため、給料表の引上げと、期末手当の支給月数引上げの必要の改正を行うものです。
- また、議案第79号は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するよう条例を整備するものです。
- 説明資料の1ページをお願いします。
- 最初に、人事院の給与勧告制度の基本的な考え方です。
- 人事委員会を置かない本市は、人事院勧告等に基づき、公正化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的と考えています。
- 説明資料の3ページをお願いします。
- 令和5年の人事院勧告のポイントは、月例給与平均1.1%の引上げ、期末勤勉手当は支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とするの2点です。
- 3ページ中段に、月例給に関する本市の取扱い、影響範囲を記載しています。また、3ページ中段から5ページにかけて、期末勤勉手当に関する本市の取扱い、影響範囲を記載しています。
- 議案書を御覧ください。
- 議案第77号、議案第78号、議案第79号とも表の右側が改正前、左側が改正後で、下線の表示が改正部分となります。
- 議案第77号、第78号は、いずれも施行期日は公布の日からとしています。公布の日からにしておりますが、令和6年4月からの期末勤勉手当の支給月数は、令和6年4月1日から施行、月例給の改定と、令和5年12月の期末勤勉手当の支給月数の改定は、令和5年12月1日及び令和5年4月1日から適用するものです。
- 第79号は、令和6年4月1日から施行するものです。
- 以上で要点の説明を終わります。
- 大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。
- これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。
- 質疑はありませんか。
- (質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
- お諮りいたします。本案3件は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
- (異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
- これより討論に入ります。討論はありませんか。
- (討論あり)
- 大下議長 討論がありますので、これより本案3件を個別に討論、採決を行います。

す。

まず、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。失礼しました。山根議員。

○山根議員 議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場から討論をいたします。

人事院勧告は、労働基本権を制約された一般職に対するものであり、特別職等が一般職に準じる必要はないと考えます。

新型コロナが5類となったとはいえ、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した物価高や光熱費の高騰に、市民生活は大きく苦しめられています。市の財政状況の厳しさを説明されてきた市長は、自ら市長等の期末手当の引上げを行うことを求められることに市民の理解は得られないと考え、反対をいたします。

○大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 本議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今も反対討論でもありましたが、社会状況は非常に厳しいという、そういう状況の中での人事院勧告に基づく給与の改定ということですが、これまでも人事院勧告に対する給与の改定、そういったものに対しては、基本的にはそれに準じてやってきたという経緯があります。その中で、議員自らいろんな議論の中で、その給与の見直しについては、我々議会の中で減額をするような条例を作ってきたという、そういう経緯もあります。

その大きな要因は、人事院勧告の要請に基づいて一定の給与の推移とこのを作っておかないと、途中で変えるとその辺の流れが非常に難しくなるという、これまでの議会の中でも協議がありました。

そういった観点からしても、今回の人事院勧告に基づく給与の改定というのはこのまますべきというふうな立場で、賛成とさせていただきます。

○大下議長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を求めます。

(討論なし)

○大下議長 賛成討論なしと認めます。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決い



たします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号「安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第80号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

○大 下 議 長 日程第8、議案第80号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、本市が加入している広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長 議案第80号の要点の説明をします。
説明資料をお願いします。

規約変更の趣旨は、広島県市町総合事務組合の構成団体である府中町より、令和6年4月1日から職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理したいとの申出があったため、共同処理する事務の変更及び組合規約を変更するものです。

次に、広島県市町総合事務組合が作成をいたしました当該組合規約の変更案の新旧対照表を記載しています。右が現行、左が変更案になっています。

規約の変更内容は、別表第2の共同処理する事務のうち、組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、府中町を追加するものです。

施行日は令和6年4月1日と定めています。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第81号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第10 議案第82号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第85号 安芸高田市学校教育施設整備基金条例

○大下議長 日程第9、議案第81号「安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関

係条例の整備に関する条例」の件から、日程第11、議案第85号「安芸高田市学校教育施設整備基金条例」の件の3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第81号は、公共施設の使用料等について、受益者負担の適正化の考え方にに基づき、関係する3条例の使用料等に係る規定を改正するものです。

第82号は、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

第85号は、教育施設の財産処分に伴い、学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するための条例を制定するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第83号 安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第12、議案第83号「安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、子ども・子育て支援法の改正による当該法律を引用する部分について、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、議案第83号の要点の説明をいたします。

本案は、今年4月にこども家庭庁の新設に関連して成立したこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、本条例が引用している子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う条例改正です。

議案書の1ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法において第72条から第76条が削除され、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がったために、市の条例第1号及び2ページをお願いいたします。

第2条において引用している子ども・子育て支援法第77条第1項を第72条第1項に改正し、公布の日から施行するものです。

要点の説明は以上です。

○大 下 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号「安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第84号 安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に  
地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う  
関係条例の整備に関する条例

○大 下 議 長 日程第13、議案第84号「安芸高田市農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、国からの通知に基づき、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業に地方公営企業法を適用するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第14 議案第86号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)
日程第15 議案第87号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第88号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第17 議案第89号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第18 議案第90号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第19 議案第91号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
日程第20 議案第92号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第21 議案第93号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)

- 大下議長 日程第14、議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)」の件から、日程第21、議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

- 石丸市長 議案第86号は、年度途中で必要となった経費等の増額を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

なお、本案は、令和5年第1回定例会において削除された認定こども園に関する基本構想の作成業務委託料を再度計上しています。子どもたちの安全に関わる問題にもかかわらず、無為に8か月を経過しています。これ以上リスクの放置は許されません。よって議論を進めるべく、改めて提案を行います。

第87号は、執行見込みに伴う療養費や国、県への返還金等の増額を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

以下同様に、第88号は、保険料の精算に伴う負担金や余剰金の一般会計繰出金等の増額を、第89号は、執行見込みに伴う給付費や国、県への返還金等の増額を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第90号は、人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するものです。

第91号は、料金改定に伴う使用料や人事院勧告による人件費の増額等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第92号は、料金改定に伴う使用料の増額を財源組替えするものです。

第93号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業収益を増額、営業外収益を減額し、支出について営業費用を増額するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本案8件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第9号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第22、発議第9号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

10番 山本優議員。

○山本優議員 提案理由の説明をいたします。

発議第9号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、令和5年の人事院勧告に基づき、執行部から提案のありました一般職及び常勤の特別職における給与等一部改正の取扱いと同様、市議会議員の期末手当についても、条例の一部を改正するものです。

内容について御説明します。

令和5年人事院勧告では、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げ、4.50月分とし、本年度については12月期の期末手当で引き上げ、令和5年度以降においては、6月及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することとするものです。

改正条文について御説明いたします。

議案書の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

第1条改正では、本年度において12月期の期末手当に適用するため、支給月数を改正するもので、右側、改正前100分の220を、左側、改正後

100分の230に改めるものです。

2ページを御覧ください。

次に、第2条改正では、令和6年度以降の期末手当について適用するため、支給月数を改正するもので、右側、改正前100分の230を左側、改正後100分の225に改めるものです。

続いて附則です。

第1項は、この条例の施行日を公布の日からとするものですが、第2条改正において、先ほど説明しましたように、令和6年4月1日からの施行と規定するものであります。

第2項は、第1条改正において、こちらもさきの説明のとおり、令和5年12月期の期末手当の取扱いについて、令和5年12月1日からの適用と規定するものであります。

第3項は、第1条改正の規定における期末手当の支給方法について規定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月12日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員